

事 務 連 絡
平成28年11月16日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正に伴う留意点について

介護保険行政の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

介護保険施設等における衛生管理については、「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第85号厚生省生活衛生局長通知）の別添で示されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」等を参考に、食中毒の発生防止等に努めていただいているところです。

本年7月1日に、「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」（平成28年7月1日生食発0701第5号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）において、塩素系消毒剤やエタノール系消毒剤の中にはノロウイルスに対して不活化効果を期待できるものがあること等の新しい知見が得られたことから、器具、容器等に塩素系消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水、次亜塩素酸水等）やエタノール系消毒剤を使用する際の留意点、有機物存在下で不活化効果を示した亜塩素酸水又は次亜塩素酸ナトリウム等を十分な洗浄が困難な器具に使用する際の留意点を追加する改正がなされました。

また、「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」（平成28年10月6日付け生食発1006第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知）においても、当該マニュアルの一部改正がなされました。

貴部（局）におかれましては、当該マニュアルの改正内容について十分御了知の上、貴管内の市町村への周知を行っていただきますようお願いいたします。

（参考）大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenu/0000130495.pdf>